

工事PRに関する掲示物設置試行要領

1 目的

本要領は、事業の目的や工事の内容、およびコスト縮減への取組等の情報を、工事現場にわかりやすく表示することにより、当該工事の必要性と事業遂行の重要性をPRし、もって、当該工事及び事業計画に対する地域住民や市民が求める情報の提供に努め、公共工事に対する理解と協力を得ることを目的に試行する。

2 対象工事

藤枝市が発注する建設工事のうち、契約検査課で執行する工事(維持、修繕工事を除く。)に適用する。ただし、一般市民(歩行者、自転車、車両)の通行が見込めずPR効果がないと判断される工事を除く。

3 工事PR掲示物の表示項目

(1) 工事PR掲示物は以下に示す項目をPRすることを基本とする。

① 事業の目的と効果、工事内容等の説明

(全体事業費等、事業実施期間(全体計画)や供用予定日など)

② その他の取組み

(ア. コスト縮減の取組み、イ. 新技術・新工法の活用、新しい契約方式の工事、ウ. 建設副産物の取組み、エ. その他)

(2) 工事PR掲示物は以下の流れにより作成するものとする。

ア. 受注者は、工事PR掲示物表示例を参考にしながら、監督員と協議のうえ表示内容についての素案を作成する。

イ. 受注者は、素案をもとに工事PR掲示物を作成し、工事現場に設置する。また、設置状況を写真に撮り、藤枝市建設工事監督員要領第1号様式(第6条関係)により監督員へ提出する。

(3) 掲示物の最下段には、問合せ先として受注者と発注者名及びそれぞれの連絡先を記載するものとする。

4 工事PR掲示物の規格等

(1) 掲示物の規格

工事PR掲示物の大きさは図-1を標準とする。

ただし、工事PR掲示物に代えて工事PR看板を設置する場合の看板の規格は、縦1400ミリメートル、横1100ミリメートルを標準とする。

(2) 掲示物の設置枚数及び設置位置

工事PR掲示物の設置は、施工現場での主な掲示物（建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度加入現場ステッカー、施工体系図及び作業主任者）の付近に1箇所を標準とし、地域住民及び通行者の目につくように表示するものとする。

ただし、現場管理や交通安全上支障がない場所とする。

(3) 工事PR掲示物の材質（紙、プラスチックなど）は問わないが、破損しないよう防護策を講じるものとする。

5 掲示物表示内容

(1) PR対象者が歩行者、通過車両等により、看板の表示内容が変わるため対象を確認する。（例えば、通過車両は文字よりもイラストの方が見やすい。）

(2) 事業施策のPRとなるため、難しい表現よりも一般市民が理解しやすい、分かりやすいものとする。

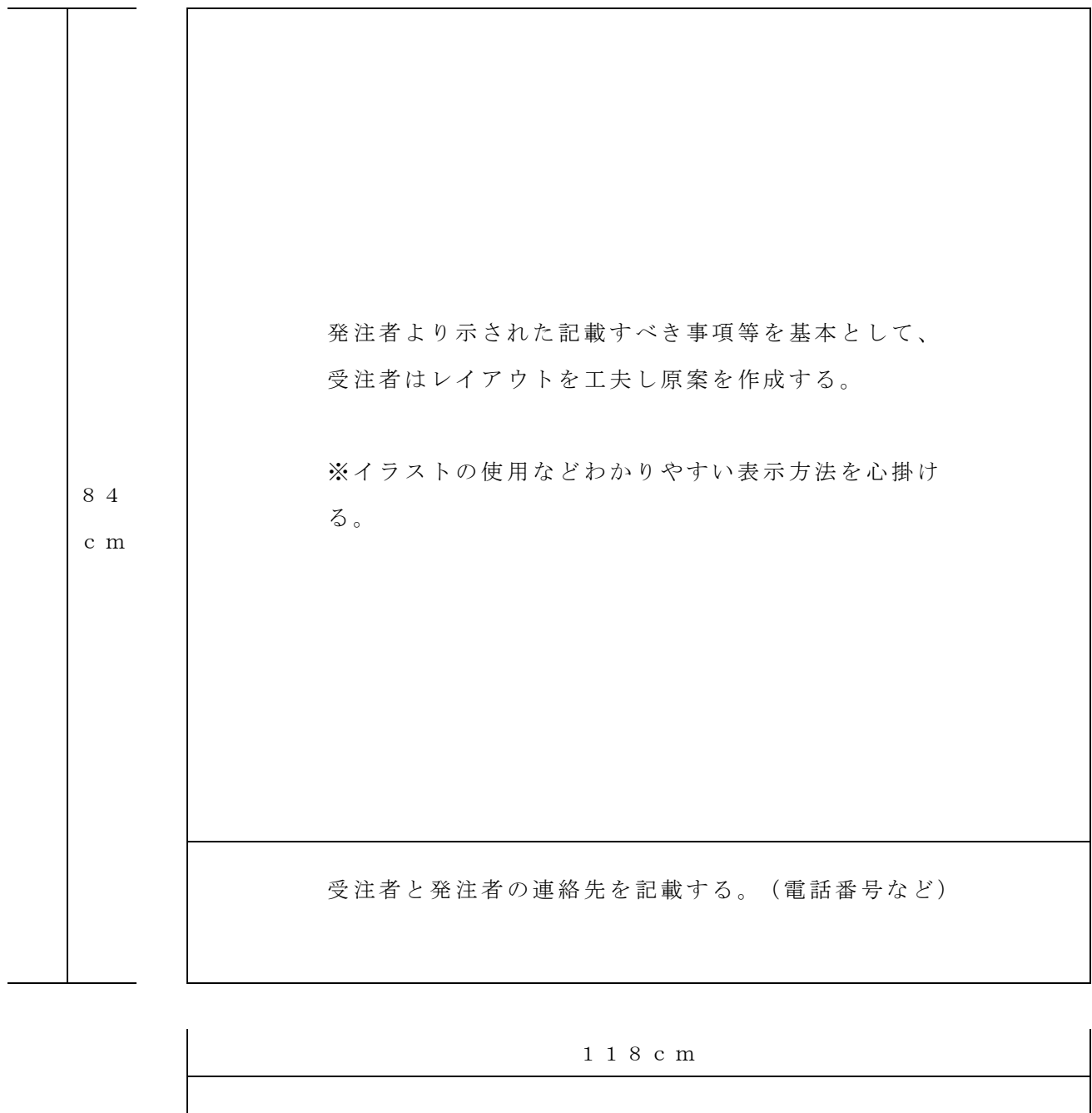
6 掲示物設置費用

本要領により工事PR掲示物を設置する場合の設置費用は、共通仮設費に含まれるものとする。

附 則

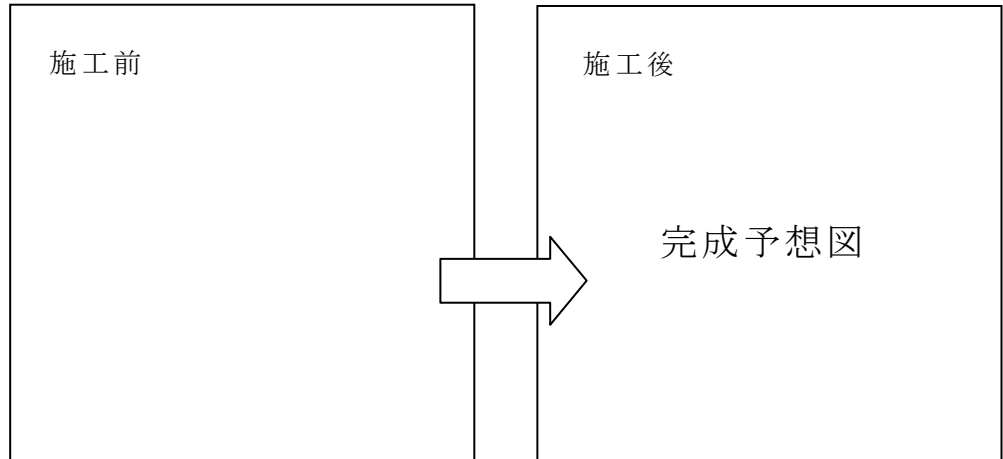
この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に指名通知又は入札公告を行う建設工事から適用する。

図－1 工事PR掲示物の標準規格（A0サイズ）



事業の目的

狭い道路を拡げています。渋滞の減少や歩行者の安全の確保を図ります。



84
c m

平成〇年〇月に工事が完成する予定です。

工事中のため大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

受注者と発注者の連絡先を記載する。（電話番号など）

118 c m